令和5年度

熊本県中学校総合体育大会 ハンドボール競技大会要項

◇ 主 催　熊本県中学校体育連盟　熊本県教育委員会　上天草市教育委員会
　　天草市教育委員会
◇ 期 日　令和５年７月22日（土）　開始式　9:15　競技開始　9:30
　　23日（日）　競技開始　9:30
◇ 場 所　大矢野総合体育館　松島総合センターアロマ　天草市民センター
　　天草市立本渡中学校

1 競技名　ハンドボール

2 参加資格

(1) 県下中学校に在籍している生徒で、郡市代表と認められた単一校で編成されたチーム・地域スポーツ団体等（地域スポーツ団体等（地域クラブ活動））代表であること。

(2) 引率責任者・部長・監督は、当該校の校長・教員・部活動指導員とし、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は責任ある代表者・指導者とする。教員・部活動指導員以外のコーチについては、校長の認めた者であり、熊本県中学校体育連盟にあらかじめ登録された者であること。

(3) 参加資格の特例を認める。（開催基準8（3）【参加資格の特例】 複数校合同チーム）
　また、拠点校部活動や地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例については、熊本県中学校総合体育大会開催基準「特別規定」及び「令和5年度熊本県中学校総合体育大会 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加認定規定細則ハンドボール競技」による。(熊本県中学校体育連盟ホームページ参照)による。

(4) 参加生徒及びチームの引率者、監督、部活動指導員、教員外指導者等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等（以下、暴力等）により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていないものであることとする。また、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）のチーム・選手の指導者等は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各県競技団体等から処分を受けていない者であることとする。校長及び代表者はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、中学校における教員外指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

3 参加料　参加選手一人につき700円とする。参加申込後の返金はしない。

4 参加制限

(1) 比例代表制により各郡市からの出場枠を決定する。（別紙「各郡市出場数一覧」参照）
　また、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の出場枠については1枠とし、郡市大会とは別の予選会・選考会により決定する。

(2) チーム編成は、引率責任者1名・部長1名・監督1名・コーチ1名・選手15名の計19名以内とする。

5 競技方法

(1) 形 式
　① トーナメント方式による。
　② 共催県大会を参考にし、4チームをシードする。

(2) 時 間
　① 全試合25分ハーフ（25分-10分-25分）とする。延長については、2回戦まで第1延長のみとし、同点の場合は7mスローコンテスト（5人）で決定する。
　② 準決勝・決勝は正規で行う。（運営上の都合で延長変更もある）

(3) 使用球　日本ハンドボール協会公認手縫い球（モルテン、ミカサ）とする。
　男子2号球・・・モルテン（H2D4000-RW）、ミカサ（HB240B-W）
　女子1号球・・・モルテン（H1D4000-BW）、ミカサ（HB140B-W）

(4) 審判方法
　① 2023年度日本ハンドボール協会競技規則に準ずる。
　② 選手変更に関して、メンバー表提出後の変更は認めない。
　③ 背番号は申し込みと同じとする。
　④ 各チームのユニホームは、濃・淡の4色以上を準備する。なお、レフェリーが混乱するユニホームと判断した場合は、両チームで話し合いをし、レフェリーが決定する。
　⑤ 松やに及び粘着スプレー等の使用は認めない。両面（粘着）テープは使用可とする。ただし、新規定ボールは、「Handballs played without resin」の仕様のため素手でプレーすることを推奨します。
　⑥ スローオフエリアを設置する。
　⑦ パッシブプレーの予告合図後、パスの最大回数を4回とする。

6 その他

(1) 体育館用・運動場用のシューズをそれぞれ用意すること。
(2) 本大会上位2チームは、九州大会への出場資格を得る。
(3) 各学校の先生方や地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）のチーム役員には、大会役員をしていただくこともあります。
(4) 熊本県中体連では別紙個人情報保護方針に基づき、熊本県中体連が保有する情報の適正な管理と保護に努めます。
(5) 参加資格を得たチームは、所定の参加申込書に該当学校長の承認を得て、代表者会議当日に申し込むこととする。
(6) 各学校の校長・副校長・教頭のいずれか1名はベンチ入りを認めます。
(7) 各学校（応援者含む）・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、本大会において熊本県中学校体育連盟HPに掲載する「感染症等に関わる対応について」を熟読の上、感染拡大防止に努めること。